

京都市地域リハビリテーション推進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年9月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第32号

京都市地域リハビリテーション推進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地域リハビリテーション推進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)